

第6期東京都第二種シカ管理計画

令和4年4月

東京都

「未来の東京」戦略掲載事業

- ・本計画は、「未来の東京」戦略（令和3年3月策定）を推進する取組です。

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の根拠	1
3 管理すべき鳥獣の種類	1
4 計画の期間	2
5 計画の対象とする区域（管理区域）	2
第2章 第5期計画までの成果と課題	3
1 現状	3
2 成果と課題	9
第3章 管理計画	12
1 基本的な考え方	12
2 エリア区分と取組の方向性	12
3 計画の目標	13
4 個体数管理	14
5 生息環境管理	16
6 被害防除	16
7 モニタリング	16
8 実施体制	17
9 錯誤捕獲の低減と市街地出没への対応	18
10 感染症及び安全対策	18
11 普及啓発	19

第1章 計画の概要

1 計画策定の経緯

東京は、世界有数の大都市であるとともに、世界自然遺産として登録された小笠原諸島をはじめとして、多摩や島しょを中心に豊かな自然が残されている都市でもある。

このうち、奥多摩地域には古くからニホンジカ（以下「シカ」という。）をはじめとする様々な野生鳥獣が森林生態系の一員として生息し、豊かな森の象徴として都民にとってかけがえのない存在となっている。しかし、大型鳥獣の代表であるシカは、近年、全国でその生息域を拡大し、森林生態系や農林業へ被害を与えており、東京においても例外ではない。

都は、平成16年にシカ食害を受けた奥多摩町の造林地で発生した大規模な表土流出をきっかけとして、平成17年9月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく東京都シカ保護管理計画を策定し、人とシカが共存する豊かな森づくりを目指してシカ対策を開始した。

その後、平成20年3月に第2期東京都シカ保護管理計画、平成24年3月に第3期東京都シカ保護管理計画、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の施行に伴い平成27年5月に第4期東京都第二種シカ管理計画、平成29年4月に第5期東京都第二種シカ管理計画（以下「第5期計画」という。）を策定し、関係部局、市町村、地元猟友会等と連携をとりながら、シカの個体数管理や各種の柵の設置、治山・砂防事業、モニタリング調査など様々な対策を実施してきた。さらに、東京のシカは関東山地シカ地域個体群¹という長野県へもつながる大集団の一部であるという認識に立ち、隣接県と連携し対策を進めてきた。

これまでの取組により、現在はシカ食害による著しい表土流出等は確認されておらず、一部の地域では一定程度シカの密度低下に成功した。しかしながら、都内全域としてのシカ生息数は依然として高い水準にあるとともに、シカの分布域は西多摩の山地から東及び南へと拡大しており、今後とも森林生態系や農林業への影響が懸念されている。

こうした状況に対応するため、第5期計画に引き続き、第6期東京都第二種シカ管理計画（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の根拠

法第7条の2第1項に基づき、第二種特定鳥獣管理計画²として策定する。

3 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

¹ ある地域に生息する同種のまとまり（集団）のこと。関東山地1都5県（東京都、埼玉県、群馬県、長野県、山梨県及び神奈川県）の範囲内に生息するシカの集まりを関東山地シカ個体群という。

² その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣を対象に、人と野生鳥獣との軋轢を解消するとともに、長期的な観点からこれらの野生鳥獣の個体群の保護管理を図ることを目的として策定する計画。専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら、科学的で計画的な保護又は管理に係る目標を設定し、鳥獣の適切な個体群管理の実施、鳥獣の生息環境の整備、鳥獣による被害の防除等、様々な手段を講じる。

4 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
(第13次鳥獣保護管理事業計画期間内)

5 計画の対象とする区域(管理区域)

八王子市の一部(中央自動車道以北で国道16号線以西の区域及び中央自動車道以南で明治の森高尾国定公園及び都立高尾陣場自然公園の区域)、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町(図1)

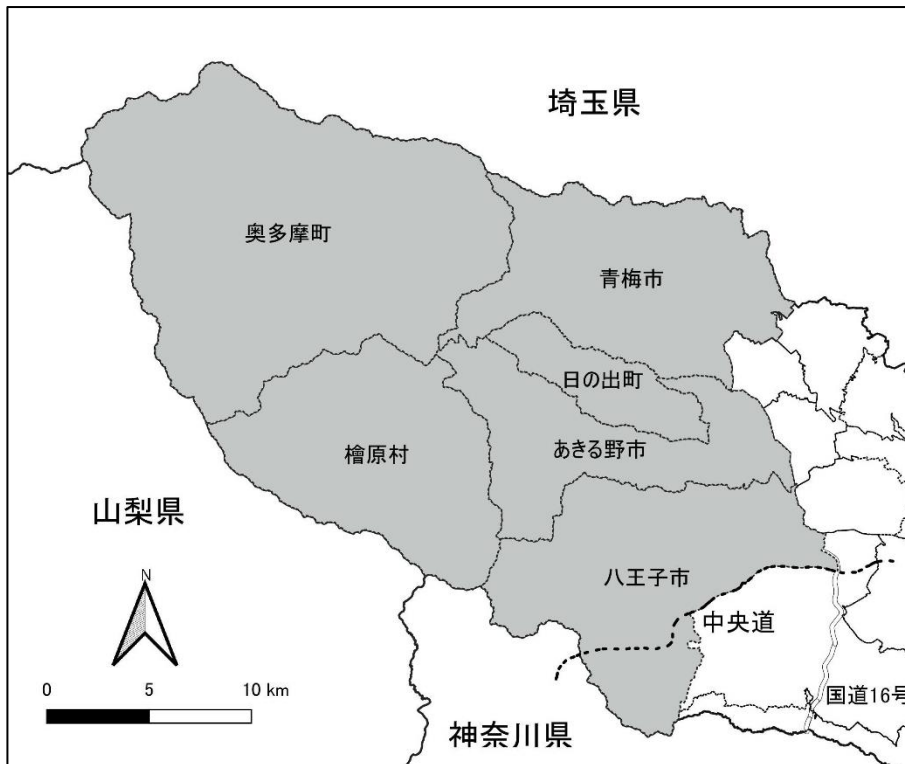


図1 管理区域

※今期から中央自動車道(八王子市内の点線)以南の区域を管理区域に追加

第2章 第5期計画までの成果と課題

1 現状

(1) 捕獲

第5期計画では、従来管理計画の中で一定としていた年間捕獲目標数について、毎年度定める年間実施計画において市町村ごとの管理捕獲（数の調整³及び被害の防止⁴）の目標（予定）と、全体としての狩猟の目標（想定）を設定した。

狩猟については過去の計画に引き続き、奥多摩町、青梅市及び檜原村における狩猟期間を2月末まで延長するとともに、1日当たりの捕獲頭数制限は廃止した。

捕獲頭数は管理計画開始以降減少傾向にあったが、平成25年度以降は増加に転じ、第5期計画において3年目及び4年目に当たる令和元年度及び令和2年度は大幅に増加して過去最高となった。

雌雄比は、管理計画開始当初はメスの捕獲が多かったが、徐々にオスの捕獲が多くなり、近年は3分の2程度がオスとなっている。

市町村別では、管理計画開始当初は奥多摩町における捕獲がほとんどであったが、平成26年度頃から青梅市における捕獲が増加し、近年は檜原村における捕獲が顕著に増加している。直近では八王子市における狩猟による捕獲数も増加している。

表1 年間捕獲目標数に対する達成状況の推移（第5期の4か年）

年度	H29	H30	R1	R2
予定捕獲数(頭)	700	700	750	850
捕獲数(括弧内はわな)	503	504	729	747
うち管理捕獲	282 (34)	307 (86)	441 (160)	487 (149)
うち狩猟	221	197	288	260
達成率	71.9%	72.0%	97.2%	87.8%

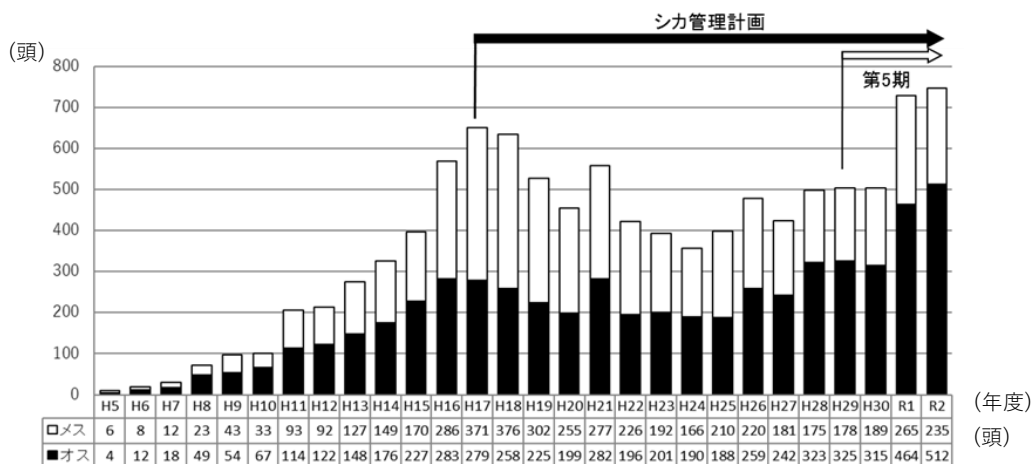


図2 シカ捕獲数の推移

³ 第二種特定鳥獣管理計画に基づき、鳥獣を適正な個体数とするために行う捕獲

⁴ 農林業等の被害を受けている者又は被害を受けている者から依頼された者が個別の被害防止のために行う捕獲。いわゆる有害鳥獣捕獲のこと。

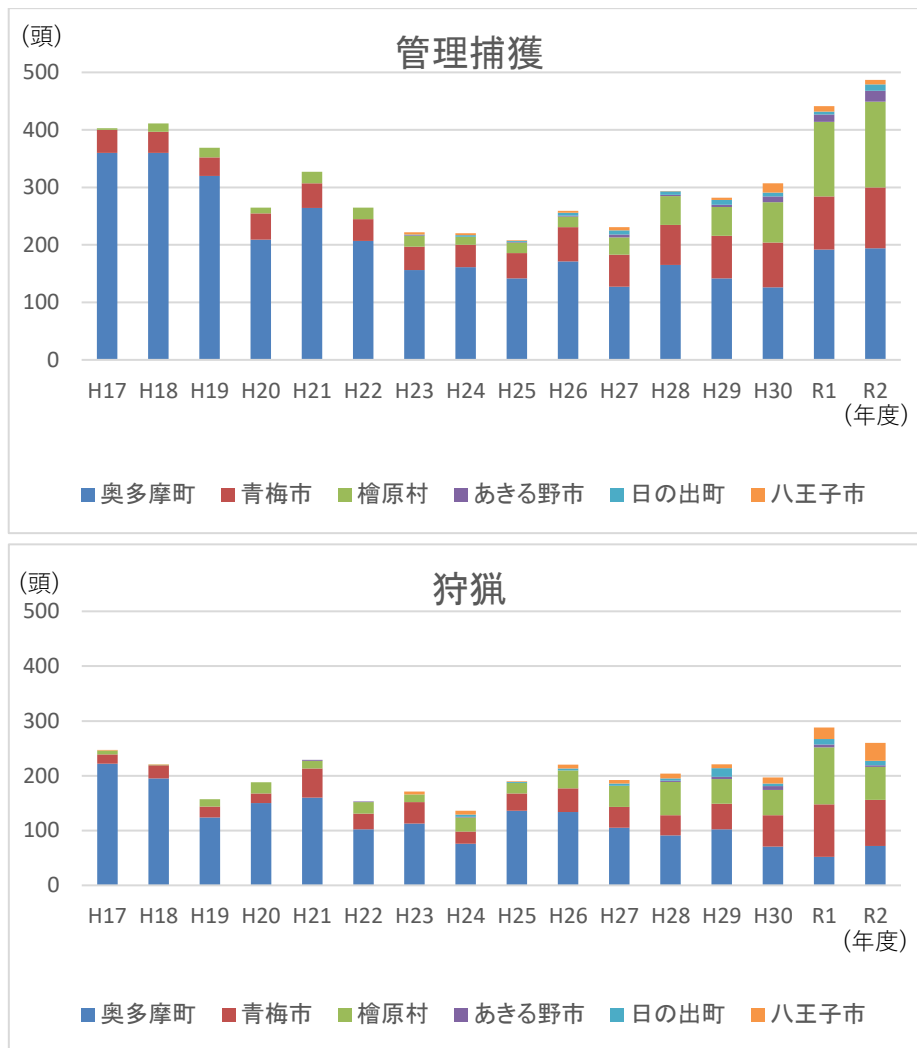


図3 シカ管理計画期間内の市町村別捕獲数の推移（上：管理捕獲、下：狩猟）

(2) 分布と生息数

シカの分布範囲は管理計画開始以降も東へ南へと拡大し、現在では西多摩地域の山地とその東に連なる丘陵地のほぼ全域、南は従来の管理区域境の中央自動車道を越えて高尾山に及んでおり、町田市との境界付近においても確認されつつある（図4）。

階層ベイズ法によるハーベストベースドモデルを用いた個体数推計⁵の結果、令和元年度末のシカ生息数は約3,500頭（中央値=3,483頭。95%信頼区間=1,709頭～6,045頭）と考えられる。

継続して高い捕獲圧がかけられてきたAエリア（P13図11）の生息数は管理計画開始以降減少傾向にあったが、第5期期間内は増加したものと考えられる。Bエリアでは直近2か年の大量捕獲で減少したと考えられるが、それまでは増加傾向であったと考えられ、現在ではAエリアと同程度のシカ密度となっている可能性がある。Cエリアでは未だ数は少ないものの一貫して増加してきたものと考えられる。

⁵ 経年的に収集・蓄積された捕獲数や各種モニタリング結果などのデータから、全てのデータに最も合理的に当てはまる個体数を推定する統計手法

区画法や糞塊密度などの調査結果やそれらを利用したシカの密度分布の推定結果から、アクセスが悪く捕獲が困難な高標高域にシカの生息密度の高い区域が継続して存在している可能性が高いと考えられる。

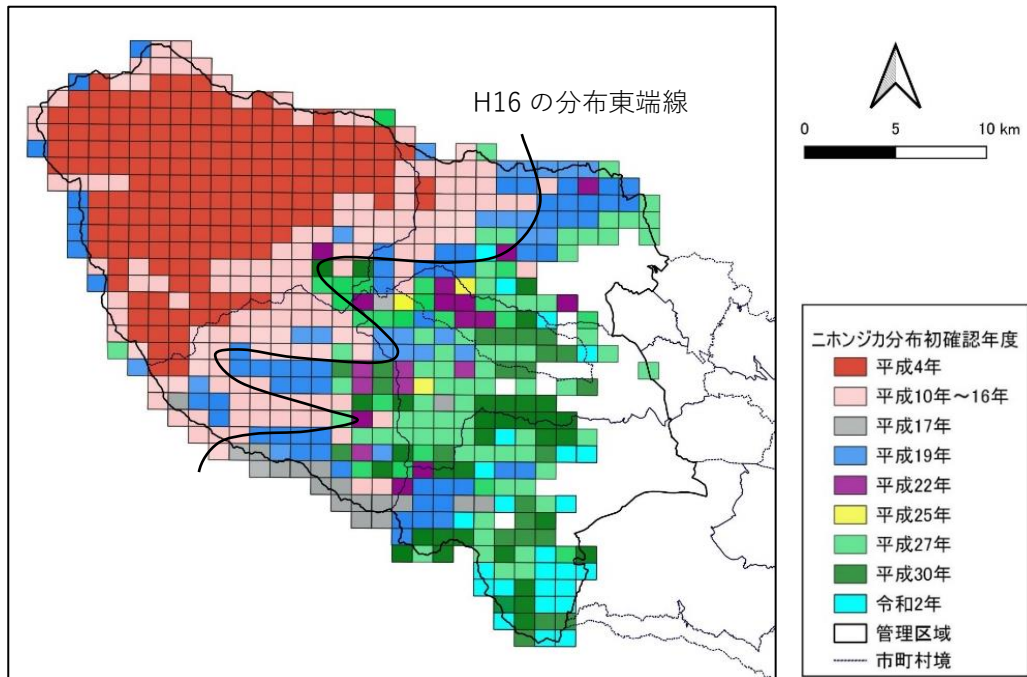


図4 聞き取り及び既存調査から推定したシカ分布の変化
 ※平成16年に、調査結果をもとに分布東端線以西を主な生息範囲と推定した

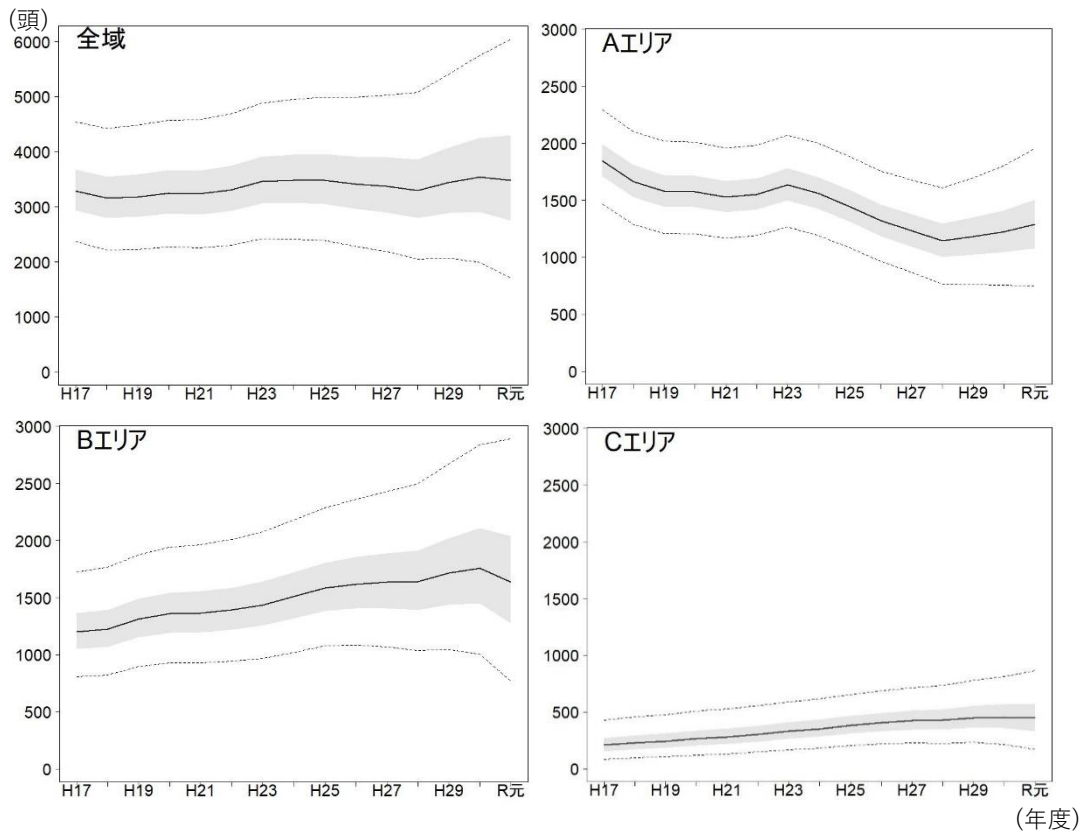


図5 管理区域全域及び各エリアにおける推定生息数の推移（階層ベイズ法による推計）

表2 各エリアのシカ生息密度の推定（令和元年度末。階層ベイズ法による推計）

エリア	Aエリア	Bエリア	Cエリア
密度（頭/km ² ）※	7.8 (4.51-11.83)	7.8 (3.69-13.81)	3.7 (1.43-7.12)

※生息頭数を森林面積で割ったもの。上段は推定生息数の中央値を用いた試算。カッコ内は95%信頼区間の上限値と下限値を用いた推定幅の試算

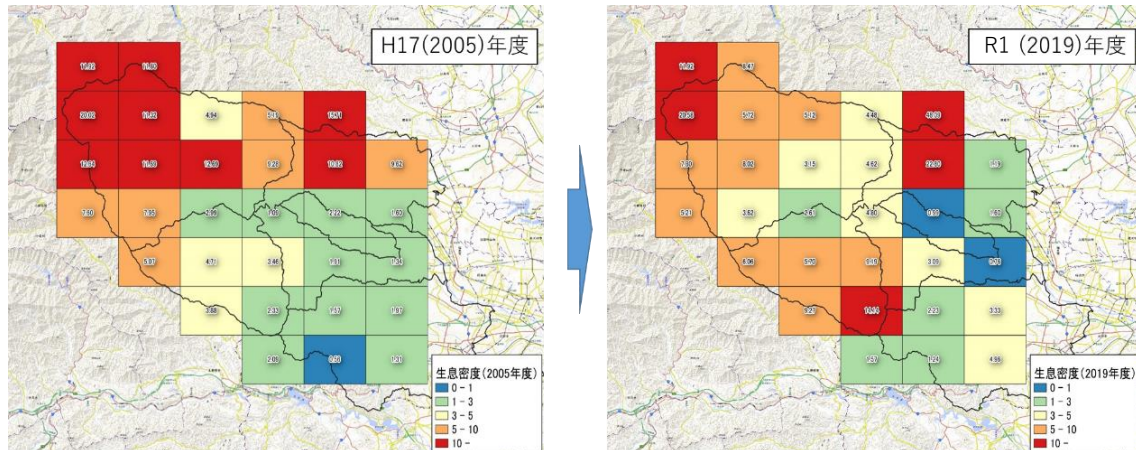


図6 5キロメッシュごとの生息密度の推移（階層ベイズ法による推計）

(3) 森林生態系に係る影響と対策

Aエリアにおけるシカの採食圧による植生への長期的な影響は、シカがより高い密度で生息している山梨県側の山地と同程度となっており、植生の回復傾向は見られず、林床植生が貧弱な状態が続いている。B及びCエリアの比較的標高が高い地点の森林においてもAエリアと同様な林床の貧弱化が進行しており、シカによる採食の影響が拡大している。

令和3年4月に更新された「東京都レッドリスト（東京都の保護上重要な野生生物種）（本土部）2020年版」の掲載種と10年前の掲載種を比較すると、西多摩地域における絶滅危惧Ⅰ類⁶の植物が約2倍に増加しており、その主な要因として山地でのシカによる採食の影響が指摘されている。

シカの食害から自然度の高い森林や貴重な植物群落などを保護するための柵（植生保護柵）を雲取山周辺、三頭山周辺、御前山及び御岳山周辺、陣場山や高尾山などに設置、管理しており、総延長は約8.5kmとなっている。

⁶ 東京都レッドリストのカテゴリー区分の一つで、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの

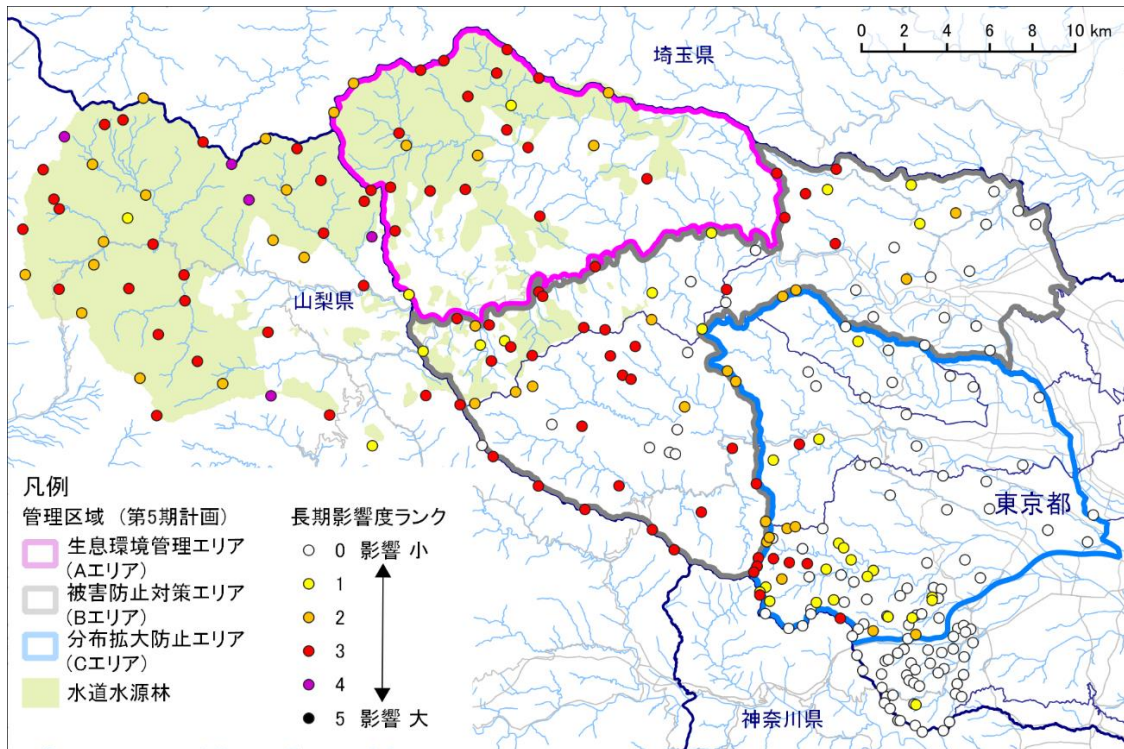


図7 管理区域及び水道水源林の長期影響度⁷（令和元年度）

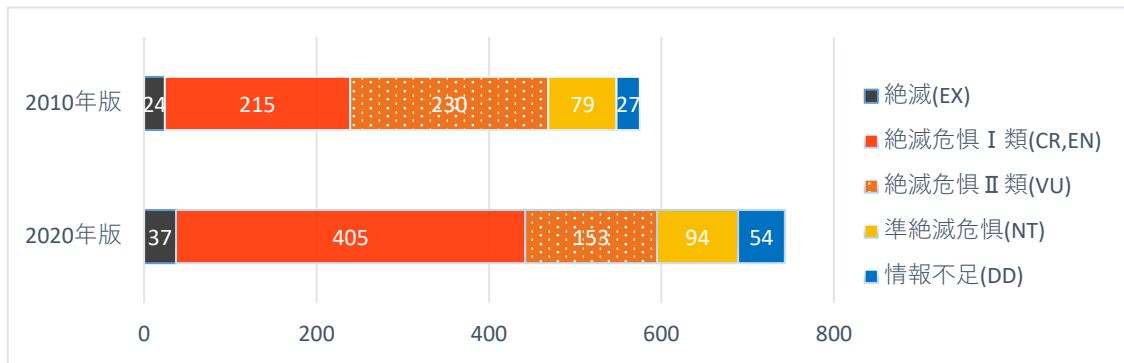


図8 新旧の東京都レッドリストにおける西多摩植物の掲載種数

表3 植生保護柵の設置状況

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
延長(m)	820	1,509	2,445	1,664	288	100	70	81	79	—	74	290	334	138	388	250	8,530

⁷ 樹木の矮性化、枯死、不嗜好性植物の繁茂などの状況から、シカによる継続的な植生への影響度合いを判定したもの（詳細は資料編表9参照）

(4) 農林業被害と対策状況

農業被害は依然として奥多摩町のワサビ被害が最も多く、特に平成30年度には侵入防止ネットの管理不十分等により被害が顕著に増加した。その他の市町村におけるシカの被害はおおむね低い水準である。被害対策として、奥多摩町を中心にワサビ田等の農地の周囲へシカの侵入防止ネットや電気柵等を設置するなどの取組を各市町村にて実施し、都は補助金による支援措置を行った。

林業被害対策では、第5期計画の期間中から徐々に新植造林地の展開を再開したが、それに応じて被害が増加してきた。このため令和2年度からは、食害の著しい造林地における防護柵の設置を必須のものとしている。

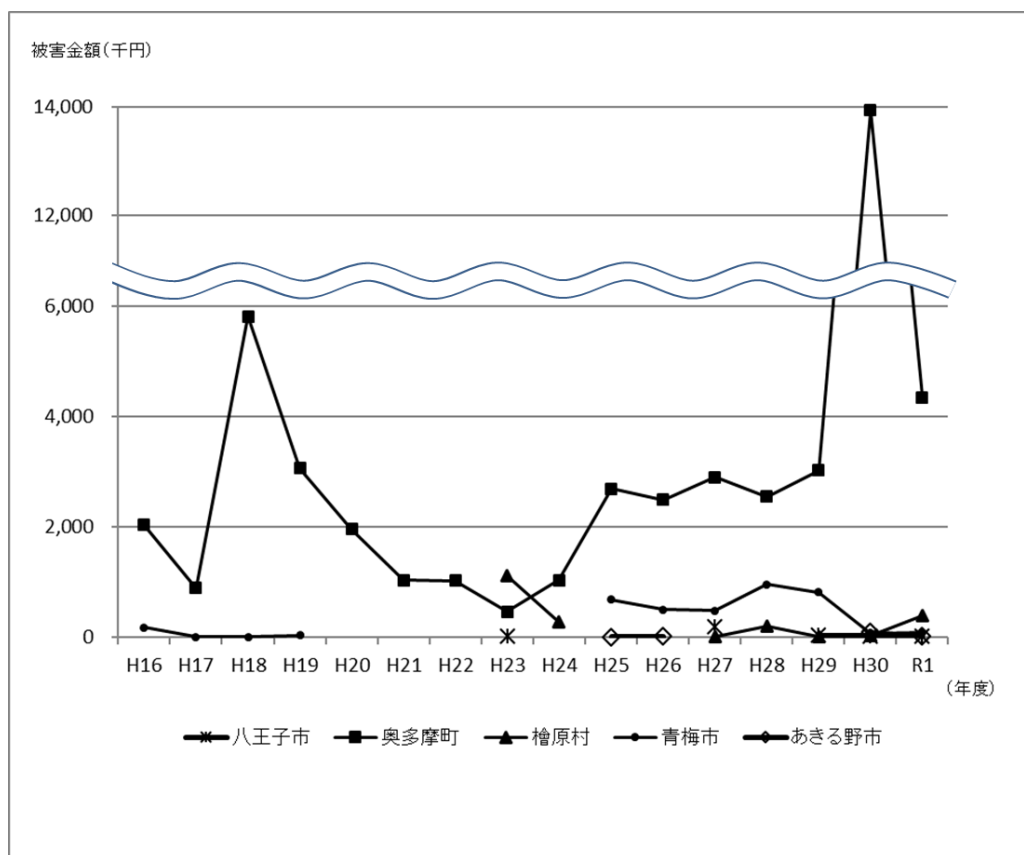


図9 市町村別の農業被害金額の推移

表4 農業被害防止対策のための柵等の設置状況 (奥多摩町分)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
電気柵 (m)	234	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	437	-	-	432	-	1,103
侵入防止ネット(m)	2,250	2,250	2,050	2,500	2,450	1,333	969	285	391	319	694	490	392	624	-	-	16,997

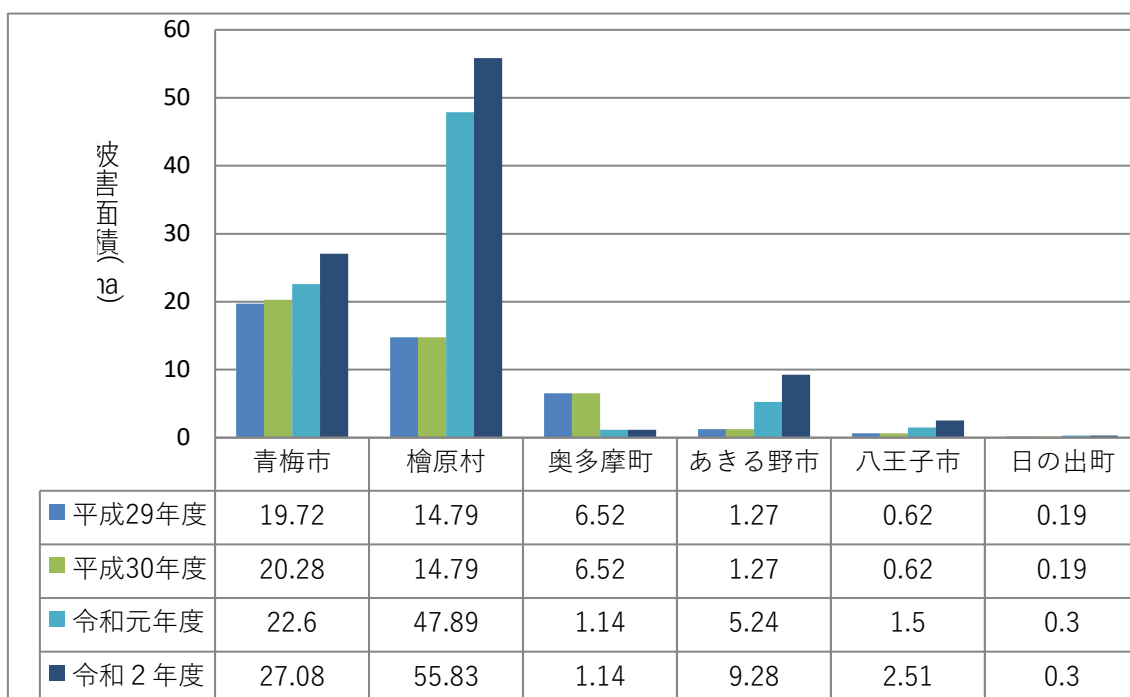


図 10 市町村別の造林地の被害状況

表 5 造林地における被害対策のための柵の施行状況

年度	H28	H29	H30	R1	R2
防護柵(m)	0	2,784	2,600	2,785	21,468

2 成果と課題

(1) 目標の達成状況

ア 個体数管理

<目標>

○生息数 : 生息密度 Aエリア 1～3頭/km²

B及びCエリア 0～1頭/km²

*これにより算出される生息頭数 400 頭

○生息範囲 : 平成 16 年のシカ分布東端線から西の範囲

<達成状況>

ベイズ法による推定では、中央値でA、Bの両エリアともに7.8頭/km²、Cエリアは3.7頭/km²と算定されており、各エリアが目標とする密度水準には遠く及ばず、現時点ではその実現についても見通せていない。

生息範囲についても、シカは目標とする平成 16 年の分布東端線の東側に広く分布して定着が進んでおり、生息範囲が縮小する見通しは立っていない。

イ 森林生態系の回復・保全

<目標>

○シカが増えすぎない環境をつくとともに、シカの食害等により被害を受けている森林や自然植生を保全・回復し、森林の有する生物多様性の維持・向上を目指す。

<達成状況>

シカの増加を抑えられておらず、A及びBエリアにおいてシカ密度が高い状態が継続しているとともに、高標高域の稜線部を中心に自然植生や二次林などでシカ食害の影響が長期化し、林床植生の貧弱化と表土層の劣化が継続しており、目標は達成できていない。

こうした森林生態系への影響は、レッドリスト種の増加（特に絶滅危惧Ⅰ類植物の大幅増）により一層顕在化した。今後状況が改善されなければ、水源涵養機能の低下や表土の流出等、森林の公益的機能の更なる低下が懸念される。

林床植生の貧弱化は管理区域の東や南へ拡大しており、Cエリアにおいても徐々に影響が現れつつある。

ウ 農林業被害防除

<目標>

○個体数抑制だけではなく様々な防除対策を行うことにより、農地及び造林地周辺でのシカの定着を防止し、農林業被害を軽減する。

<達成状況>

農業被害対策については、ワサビ被害は依然として残るものの、農地周囲への侵入防止ネットや電気柵の設置等により一定の効果が得られている状況であり、部分的に目標は達成してきている。しかしながら、シカが減少傾向となっているわけではなく、ワサビを中心に食害も継続しており、引き続き侵入防止ネット等の設置による防除対策が必要である。

林業被害対策については、第5期計画期間中に檜原村や青梅市などで再開された新植造林地を中心として被害が発生、増加しており、目標は達成できていない。新植造林地が多いBエリアは現在Aエリアに匹敵するシカ密度と考えられることから、今後とも対策は長期化するものと考えられる。

(2) 課題

第5期計画の期間では、特に後半は青梅市及び檜原村での捕獲が多かったものの、全体としての捕獲圧は不足していたと考えられ、結果として森林生態系の回復・保全や農林業被害防除などの目標に対して十分な成果が得られなかった。シカの生息数を減少さ

せるためには、自然増加数を上回る捕獲圧を全域かつ全期間にわたりかけていく必要がある。

Aエリアは平成初頭までのシカ分布の中心であり、高密度化したシカの影響により平成16年には造林地での土砂流出事故が発生したことから、現在まで再造林は停止されている。エリア内のシカ密度は管理計画開始当初に比べて減少したと考えられるが、依然として多くのシカが生息しており、今後とも強力にシカの捕獲に取り組んでいく必要がある。

Bエリアのシカは直近の数年間を除きほぼ一貫して増加してきており、これ以上の増加はAエリアやCエリアでの個体数増加につながりかねず、全域のシカの動向にも影響すると考えられる。当エリアは新植造林地も多く、林業被害対策としても早期の捕獲強化が求められる。

Cエリアは、管理計画開始当時にはシカが確認されるのはまれであったが、近年は有害捕獲や狩猟捕獲が増加している。農林業被害の少なさなどからこれまで十分な捕獲圧がかけられておらず、餌資源が豊富なため、今後一気に個体数が増加する可能性がある。

AエリアやBエリアの高標高域にはシカの生息密度が高い区域があり、新たな個体の供給源となっている可能性があるが、アクセスの悪さなどからこれまで十分な捕獲圧がかけられていない。特に主稜線部の国立公園等の優れた自然環境は長期にわたってシカによる影響を受けており、生態系保全上も早期の対策が求められる。

第5期計画では管理区域外であった高尾山一帯は、明治の森高尾国立公園等に指定されており、市街地に接する地域でありながら貴重で豊かな植生が保全されているが、近年シカの確認頻度が顕著に増加している。ひとたびシカが定着して高密度化すれば植生への深刻な影響が危惧される一方、観光客やハイカーなど多くの利用者に配慮しながらの大量捕獲は極めて困難であることから、早期の対策が求められる。

シカの分布域は市街地周辺に及んでおり、鉄道や自動車等との衝突事故の増加が危惧される。シカの市街地への出没は、地域の住民やペットにとっても人身被害の増加や人獣共通感染症への感染リスクの上昇等の懸念がある。

今後、シカの捕獲を効果的に進めるためには、シカの捕獲場所や時期、手法等の情報収集、変化するシカの分布や個体群の動向を把握するためのモニタリング、これらのデータ分析と捕獲作業への反映、作業の効果検証などを計画的かつ継続的に行う必要がある。

第3章 管理計画

1 基本的な考え方

在来種であるシカは森林生態系の重要な要素であるが、増えすぎたシカに起因する生態系や農林業への被害等を改善するためには、シカの個体数を適正な水準に減少させるとともに、その生息地を適正な範囲に縮小させることが重要である。

第5期計画ではシカ個体数の増加や分布域の拡大を十分に抑えることができず、森林生態系や農林業への被害が継続している。

本計画では引き続き被害対策を進めるとともに、個体数管理を強化し、東京のシカ問題の早期解消に向けて取り組んでいく。

2 エリア区分と取組の方向性

従来の管理計画の考え方を引き継ぎ、過去のシカの分布範囲、地形や自然環境、土地利用等の状況を踏まえて管理区域内を3つのエリアに区分するとともに（図11）、シカ対策に取り組む方向性を示す。

○生息環境管理エリア（Aエリア：奥多摩町北部（多摩川北岸））

西多摩地域の北西部に位置し、北で埼玉県、西で山梨県に接する。東京都の最高峰である雲取山から連なる稜線には国立公園特別保護地区及び特別地域に指定されている自然林や二次林が分布し、多様で豊かな生態系の基盤となっている。また、広大な面積の植林地が存在するとともに、多摩川水系の水源としても広い流域面積を有するエリアでもある。

豊かな森林生態系を回復するとともに、森林施業が再開され、農林業被害が顕在化しない状態を目指し、引き続き強力で捕獲圧をかけていく。

○被害防除対策エリア（Bエリア：奥多摩町南部（多摩川南岸）、青梅市、檜原村）

西側は山梨県に接し、三頭山から東の御岳山方面、南の生藤山方面へ派生する稜線にAエリアに次ぐ高標高域を有する。東側は北で埼玉県に接し中低標高（おおむね800m未満）の山地と丘陵地が連なる。

国立公園特別保護地区及び特別地域、都自然環境保全地域に指定されている自然林や二次林が稜線付近に分布するとともに、檜原村及び青梅市の植林地では活発に森林施業が行われている。

自然林や二次林の植生を維持するとともに、農林業被害が顕在化しない状態を目指し、増加してきたシカを抑制し減少させるための捕獲強化に取り組んでいく。

○分布拡大防止エリア（Cエリア：八王子市、あきる野市、日の出町）

概おおむね中低標高の山地や丘陵地にかけてのエリアであり、植林地や雑木林が広がっている。

シカの見撃はあるが植生への被害が顕在化せず、農林業被害もない状態を維持する

とともに、これ以上に生息域拡大と密度上昇しないよう抑制することを目指し、現段階から少しでも多くのシカを捕獲していく。

なお、本計画期間から高尾山一帯（八王子市内の中央自動車道南側に位置する明治の森高尾国定公園及び都立高尾陣場自然公園の区域）を管理区域に追加し、シカ対策に取り組んでいく。

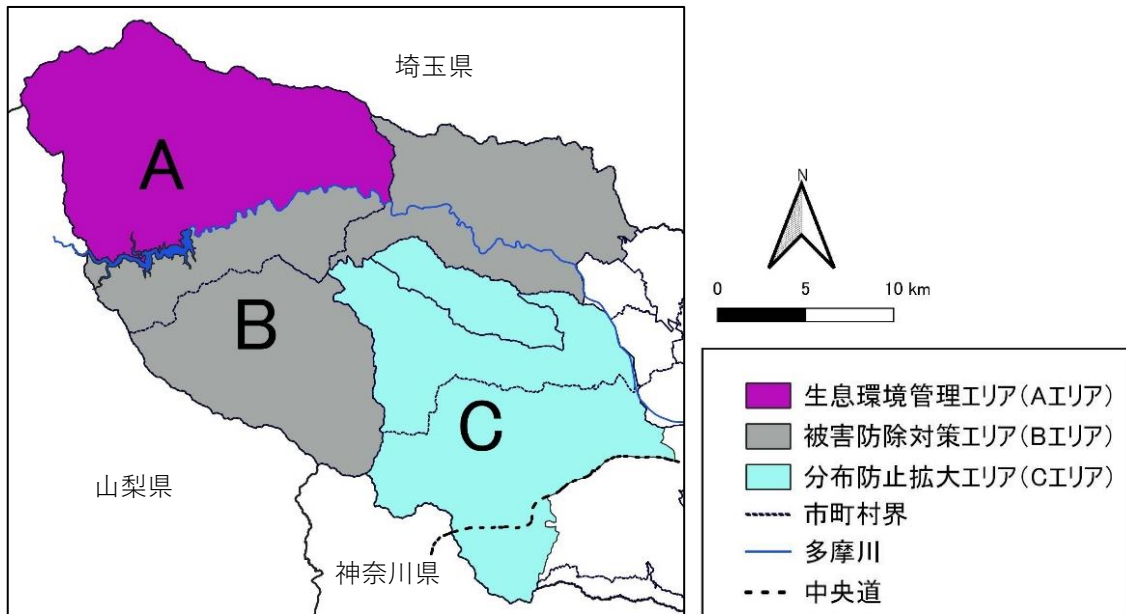


図 11 管理区域のエリア区分

3 計画の目標

(1) 生息数と生息範囲の適正化

ア 長期的な目標

本計画においても、これまでのシカ管理計画における最終的な目標である生息密度（Aエリア：1頭～3頭/km²、B・Cエリア：0頭～1頭/km²）及び生息頭数（400頭。参考参照）、生息範囲（平成16年における分布東端線以西）を踏襲する。

（参考：目標生息数の算出）

エリア別の目標密度（中央値）とエリア面積から算出する。ただし、B・Cエリアについては、第1期計画策定時点である平成16年の生息状況調査においてシカが分布していないエリア（約330k m²）は、算出面積から除外する。

〔算出根拠〕

Aエリア	:	2頭/k m ²	×	170 k m ²	=	340頭
B・Cエリア	:	0.5頭/k m ²	×	(480-330) k m ²	=	75頭
計	:			415頭	≒	400頭

イ 段階的な目標

最終的な目標に至るまでのステップとして、今期及び次期の10年間で長期的目標の上限程度（Aエリア：3頭/km²、Bエリア：1頭/km²、Cエリア：0.5頭/km²）に

到達することを目標とする。また、本計画期間末までの5年間で現状の密度と10年間の到達目標とのおおむね中間（Aエリア：4～5頭/km²、Bエリア：2～3頭/km²、Cエリア：1～2頭/km²）に至ることを目指す。

(2) 森林生態系の回復・保全

シカが森林生態系の構成要素の一つであることを鑑み、シカの捕獲や様々な被害対策を講じることにより良好な森林生態系の回復・保全を目指す。

対策効果を測るものとして次の指標を設定する。

ア 短期的な効果の指標

植生被害調査地点における下層植生（草本層及びササ類）の被度及び低木層の被度の合計により評価する。

これまでのシカの採食圧による植生への影響度合いの違いを考慮し、既に下層植生の衰退が進行しているA及びBエリアについては被度の増加地点が減少地点を大きく上回ることを、現時点では下層植生への影響が少ないCエリアについては現状維持を目指す。

イ 長期的な効果の指標

植生被害調査地点の長期影響度により評価する。

長期にわたり受け続けた影響については、その回復にも長い時間が必要となることが見込まれることから、本計画期間内においては管理区域全域の調査地点において、長期影響度が悪化した地点がゼロとなることを目指す。

(3) 農林業被害の軽減

第5次東京都農林業獣害対策基本計画等に基づき、個体数抑制とともに様々な防除対策を行うことにより、農地及び造林地周辺でのシカの定着を防止し、農林業被害を軽減する。

特に林業被害については、本計画期間において増加傾向にある林業被害面積を減少傾向に転換させ、継続的に減少させていくことを目指す。

4 個体数管理

(1) 個体数管理の基本的な考え方

個体数管理は、管理捕獲と狩猟により実施する。管理捕獲は原則として数の調整のための捕獲と被害の防止のための捕獲により行い、捕獲手法の検討等を目的とした試験的な捕獲も含むものとする。

個体数管理を効果的に行うためには、メスジカの捕獲が重要であることから、管理捕獲及び狩猟のいずれにおいてもメスジカ捕獲を推進する。

個体数管理の基数は、令和元年（2019）年度末における管理区域内の推定生息数の中央値（約3,500頭）とする。

毎年度の捕獲頭数の目標値は、捕獲状況や推定生息密度の調査結果など勘案しながら、

市町村の区域毎に年間実施計画で定める。この際、エリア区分とともに、市町村の区域毎にも目標密度への到達状況の管理を実施していく。

(2) 管理捕獲の推進

ア 市町村が行う捕獲

市町村が行う管理捕獲は、農林業が行われている区域を中心に実施する。

全てのエリアにおいて着実に個体数を減少させていくため、都は市町村捕獲の支援を強化するとともに、近年のくくりわなによる捕獲の増加など捕獲技術の変化に応じたきめ細やかな支援を行う。

イ 都が行う捕獲及び試験的な捕獲

都は、主として生態系保全の観点から、雲取山一帯など地形が急峻等の理由で捕獲が十分でない高標高域の自然性の高い地域や、高尾山一帯など特に自然環境保全上重要な地域において捕獲を実施する。

また、林業被害対策としての造林地周辺における捕獲作業による追い払い効果の検証等のため、試験的な捕獲を実施する。

ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業

都が主として生態系保全の観点から実施する捕獲については、アクセスが困難あるいは低密度などの悪条件において着実な捕獲が求められるだけでなく、捕獲作業に関わる行動記録や目視情報、気象や環境条件などの各種データの収集や全体考察などの高度な知見と技術が求められることから、原則として指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する。

指定管理鳥獣捕獲等事業の検討や実施に当たっては東京都シカ管理計画検討会専門部会（P18 参照）から技術的な助言を受けるものとする。実施後の評価と手法等の改善についても同様とする。事業の具体的な内容については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において定めるものとする。

(3) 狩猟規制の緩和

管理捕獲に加え、狩猟による捕獲を推進するため、第5期計画に引き続き、奥多摩町、青梅市及び檜原村の全域において11月15日から2月15日までの狩猟期間を2月末日まで延長する。期間延長の対象となる地域については、市町村との連携により狩猟者への指導、住民への広報等を行い、事故防止の徹底を図る。

なお、一日あたりの狩猟頭数制限については、国において平成29年に廃止されており、都においても前計画から実施していないことから、引き続き実施しない。

規制の緩和については、生息密度等状況を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

(4) 担い手の確保

都の狩猟免許交付件数は長年減少傾向が続いていたが、網猟免許及びわな猟免許取得

者の増加を受けて平成 25 年度を境に増加傾向に転じている。狩猟者登録証交付件数も平成 26 年度を底に同様な傾向である。

一方、地元猟友会では徐々に若い世代が増えつつあるものの、全体数としては捕獲の担い手不足の状況が継続している。

都内における捕獲の担い手確保に向け、狩猟免許取得者が捕獲数増に貢献できるような働きかけなどについて、今後とも市町村、地元猟友会等と連携していく。

5 生息環境管理

本計画は、シカの個体数を適正な水準に減少させるとともに、その生息地を適正な範囲に縮小させることを長期的な目標としており、そのためにはまず個体数管理が十分に進展する必要がある。

森林においてはシカの餌資源の増加やそれに伴う繁殖率上昇を招くような生息環境の改変は可能な限り避けることを念頭に置きつつ、森林再生事業、森林整備補助事業等を活用し、シカ個体群の安定的存続下でも林床植生の衰退が生じない均衡が取れた森林生態系の回復及び保全を図る。

一方、農地及び集落周辺においても、集落への侵入経路となるとともに、餌を提供し繁殖を促進する可能性がある耕作放棄地や草地等の管理を徹底し、シカが依存しにくい環境の整備に取り組む。

6 被害防除

(1) 植生保護対策

自然公園特別地域等の区域において、レッドリスト種や貴重な植物群落の保全が必要な場所に植生保護柵を設置し、生態系の保全を図る。

(2) 農業被害対策

引き続きワサビ田等へ侵入防止ネット等を設置するとともに、これらのきめ細かい維持管理について普及啓発を行っていく。

(3) 林業被害対策

食害の著しい地域においては、シカの生息状況や捕獲状況を踏まえ、造林対象箇所を適切に選択する。造林地においては原則として防護柵を設置していくとともに、必要に応じて周辺における捕獲を行うことにより、シカの定着防止と林業被害の軽減の取組みを継続していく。

7 モニタリング

(1) モニタリングの考え方

計画の評価・検討・修正を行うフィードバック管理を適切に進めるため、常に変化するシカの生息状況や生息環境について継続的にモニタリングを実施する。モニタリング

は、年間計画に基づき実施するとともに、フィードバック管理の一環として、必要に応じて調査項目を見直していく。

特に、捕獲強化を実施する場合には、十分な効果検証が行えるようモニタリングの強化を検討する。

被害状況や分布状況等の収集にあっては、NPO団体やビジターセンター等からの情報、東京都自然保護指導員（都レンジャー）が巡回時に得た情報等の活用を図る。

(2) モニタリングの内容

ア 森林及び植生への被害状況及び回復状況

シカによる森林や植生への被害状況及び回復状況を把握するため、管理区域内の植生調査、植生保護柵内外の植生比較調査等を実施する。

イ 農林業への被害状況

農業被害状況の把握のため、関係部局及び市町村と連携し、農作物の被害地、被害品目、被害量等の情報収集に努める。

林業被害状況の把握のため、被害の分布や被害量等の情報収集に努める。

ウ シカの生息状況

捕獲効果の検証及び年間捕獲目標頭数の設定等のため、目撃情報や捕獲状況等を収集するとともに、糞塊法による分布調査や区画法などによる生息密度調査を実施する。

シカの密度分布の変化を把握し、戦略的な捕獲を実施するため、生息状況や捕獲状況等のデータに基づき、定期的に個体数推定及び密度分布を推定する。

エ シカ個体群の状況

個体群の分布移動の時期や経路等を踏まえた効果的な捕獲計画を検討するため、センサーカメラ調査等により管理区域のエリアに応じたシカの動向把握を行う。

捕獲が個体群に与えた効果を検証するため、捕獲個体からシカの年齢、性別等の情報収集を行う。

8 実施体制

(1) 計画の実施体制

シカの管理は、次のとおり様々な主体と連携して行う。

ア 東京都シカ管理計画検討会

学識経験者、農林業者、狩猟者、自然保護団体、庁内関係部局及び地元市町村で構成し、各事業の実施状況やモニタリング結果等に基づき、シカ管理計画及び年間実施計画の作成に関する検討を行う。

イ 東京都シカ管理計画検討会専門部会

検討会の下部組織として、動物学、植物生態学等の学識経験者で構成し、各事業の実施状況やモニタリング結果等の検証を行う。

ウ 地元市町村

東京都と連携し、個体数管理、森林施業指導、被害防除対策、農林業被害調査、住民への周知等を行う。

(2) 国及び関係県との連携

シカ管理事業を効率的・効果的に進めていくためには、隣接県との連携が不可欠である。埼玉県、山梨県及び神奈川県と生息状況、捕獲状況等についての情報交換を行うとともに、埼玉県及び山梨県と引き続き都県境での共同捕獲を行っていく。

関東山地ニホンジカ広域協議会において国及び関係県との情報の共有化に努めるとともに、都県をまたぐ秩父多摩甲斐国立公園を管理する国に対しては、広域的なシカ個体数調整等積極的なシカ被害対策を推進するよう求めていく。

(3) 都民、NPO等との協働

生息状況、被害状況等の調査や普及啓発については都民、NPO、企業等の多様な主体との連携及び協働を進める。

9 錯誤捕獲の低減と市街地出没への対応

近年、捕獲におけるわな（くくりわな）の使用が大幅に増加しており、最近では管理捕獲の三分の一を占めるようになってきている。今後もこの傾向は強まると見込まれることから、錯誤捕獲についても今後の増加が懸念される。

特にツキノワグマ及びニホンカモシカは保護対象となっている鳥獣であり、その個体の取扱いは慎重に行う必要があるとともに、こうした大型獣の放逐には捕獲者側にも危険が及び、人身被害につながることもある。

わなについては設置中の見回りを徹底するとともに、休止中の動作停止、わな径の確認、見回り時のクマの痕跡確認などにより錯誤捕獲の予防に取り組む。

また、錯誤捕獲の発生に備え、対応方針や連絡、放獣体制の整備等、早急に実行可能な対策の検討を進め、実行していく。錯誤捕獲発生時には適切に報告を行う。

市街地での出没個体についても、法手続きの考え方や関係者の体制整備など速やかな対応のための準備を進めていく。

10 感染症及び安全対策

シカの捕獲に当たっては、捕獲作業時や解体処理時等の接触等による人獣共通感染症への感染とともに、森林に生息するマダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）への感染などのリスクについても十分留意する必要がある。加えてシカの捕獲がイノシ

シカの捕獲と同時に行われる場合などもあることから、野生イノシシへの接触、ウイルスに汚染された血液、泥の付着等による豚熱（CSF）ウイルスの拡散リスクについても認識する必要がある。捕獲従事者や狩猟者等に対しては、感染症に係る情報提供を行うとともに、作業時の皮膚の露出防止、捕獲個体の適切かつ確実な処理、衣服や猟具、車両等の洗浄の徹底等に関する注意喚起を行っていく。

また、捕獲や各種モニタリング調査は、転落や滑落等による事故等、様々な危険を伴う作業であることから、安全管理の徹底についても促していく。

11 普及啓発

シカによる森林被害等の問題は、直接被害を受けている西多摩地域だけの問題ではなく、森林生態系の恩恵を享受している都民全体の共通の問題である。加えて市街地出没の増加など人とシカとの距離が近づいており、交通への支障や人身被害、人獣共通感染症などについても留意する必要がある。

都と市町村はともに連携・協力し、シカ問題とその対策の必要性を都民に周知し、併せて広く森林生態系や野生動物と人の生活との関わりや環境問題に対する都民の関心を高めるよう努めていく。

普及啓発の実施に当たっては、ホームページや広報紙、ビジターセンターなどの利用拠点や各種イベント、狩猟者登録の窓口をはじめ、観光客や地域住民、狩猟者その他の対象に応じた様々な機会と手段を活用していく。